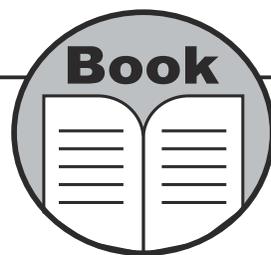


こんにちは!

南部町立図書館です



～図書館は、赤ちゃんから大人の方まで誰でも気軽に利用できる施設です。～

お話しのお話を楽しみませんか?

『むかしむかし、ある所に...』

子どもの頃におばあさんの膝の上で聞いたむかしばなし。あたたかい人の声で語り継がれたお話しは、いつ迄も心に残るものです。

図書館には自分でお話を語ったり、聞いたりするサークル「話りの会」があります。気軽にご参加いただける会で、どなたでも大歓迎です。

楽しいゆったりした時間を一緒に過ごしてみませんか?

又、南部町に伝わる昔話等をご存知の方は是非お知らせください。



お申込・お問合せは 南部町立図書館 まで。

☎ 66 - 4463

『やくそく』

作/画
まいかわ ひでみ



春だけでなく1年を通して桜を愛で、いつまでも大切にしたいという願いが込められた絵本です。

著者の毎川秀巳さんより図書館にご寄贈いただきました。

南部町は県下有数の桜の名所です。絵本を通して、ふるさとの宝を再認識したいですね。

※※※ お知らせ ※※※
図書館本館にて古雑誌市をします。
期間：4月8日～9日 2日間です。
ご希望の方はどうぞお越しください。

新刊案内

～ご紹介はほんの一部です～

文学

- 『魔女の笑窪』 大沢 在昌
- 『大人のための怪奇掌篇』 倉橋由美子
- 『おやすみ、こわい夢を見ないように』 角田 光代
- 『やがての蛍』 澤田ふじ子
- 『春朗合わせ鏡』 高橋 克彦
- 『銀齡の果て』 筒井 康隆
- 『アコギなのカリッパなのか』 畠中 恵
- 『ウーマンズ・アイランド』 林 真理子
- 『かもめ食堂』 群 よう子
- 『レンタルチルドレン』 山田 悠介
- 『光の帝国 常野物語』 恩田 陸
- 『直感力 カリスマの条件』 津本 陽
- 『シッタールタ』 ヘルマン・ヘッセ

その他

- 『偉大なる敗北者たち』 ヴォルフ・シュナイダー
- 『白州次郎 占領を背負った男』 北 康利
- 『マオ 誰も知らなかった毛沢東』(上・下) ユン・チアン
- 『超バカの壁』 養老 孟司
- 『企業倫理とは何か』 平田 雅彦
- 『犯罪から子どもを守る50の方法』 国崎 信江
- 『いのち輝け子どもたち』 高塚 人志
- 『永遠のなかに生きる』 柳澤 桂子
- 『生命のアナ』 杉浦 昭義
- 『箸づかいに自信がつく本』 小倉 朋子
- 『ターシャのスケッチブック』 ターシャ・テューダー
- 『野村ノート』 野村 克也

児童書

- 『なまけものバ스티アン』 ハイブリヒ・ホフマン
- 『まよなかのおはなみ』 星野はしる
- 『わらうおばけザクロ(平成うわさの怪談17)』 木暮 正夫
- 『丑三つ時レストラン(怪談レストラン40)』 たかいよしかず
- 『ミステリーの館へ、ようこそ』 はやみねかおる
- 『デモナータ 2幕 悪魔の盗人』 ダレン・シャン
- 『飛ぶ教室(完訳版)』 エーリヒ・ケストナー
- 『キスの運び屋』 ロベルト・ピウミーニ
- 『ダーウィンの迷路』 アンナ・ニルセン

『ホームランを打ったことのない君に』
長谷川集平



ホームランを打つってほんとうにむずかしい。でもきっとホームランを打てるようになるんだ。

休館日 カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

●印は休館日です。
4月は30日が図書整理日です。

2月号でご紹介した本の著者に間違いがありました。正しくは『大山・蒜山の花』安原修次・『人気の犬種図鑑174』佐草一優です。訂正してお詫びいたします。

自分をカエル見かたをカエル

人権問題意識調査の集計結果から、このたびは「差別や人権侵害を受けた経験やその対応」についてお知らせします。

【差別や人権侵害を受けた経験】

被害を受けた経験が「たびたびある」、「たまにある」との回答は、17・8%で、県全体調査より少ない結果でした。

被害の内容は「あらぬ噂や、悪口、かげ口」が最も多く、県全体調査と同様な結果ですが、数値は県の54・2%を大きく上回る63・5%でした。また、「地域での仲間はすれ、いじめ」が県全体では15・4%であるのに対して18・8%ありました。一方で「名誉・信用毀損、侮辱」は県全体では28・2%であるのに対して18・8%、「公務員による不当な扱い」が県全体では17・4%であるのに対し11・7%という数値にも南部町の特徴があると思われまます。

「悪口やかげ口程度で人権侵害だといわれるのはおかしい」という意見を聞くことがあります。しかし、人権侵害の救済を考える上で大切なことは、実際に苦しんでいる人の思いや声を汲み取ることから始まるということであって、事象の程度の軽重を測ることから始まるのではないということではないでしょうか。身近な地域社会や人間関係の中で苦しい思いをした（している）人が現実に存在す

ることに思いを馳せ、だれでも心地よく居住し、参画できる地域づくりにお互いが努めたいものです。

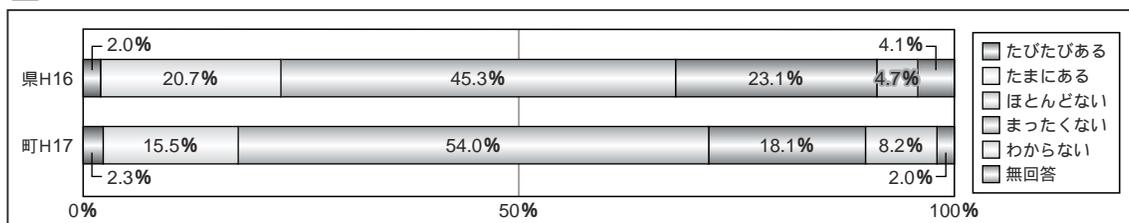
【差別や人権侵害を受けたときの対応】

被害を受けた際の対応について、県全体では「友人、同僚、上司」に相談したという回答(37・5%)が最多ですが、町では「何もしなかった」が回答中最多の35・5%にもなっています。また、「自分を大きく上回っています。また、「自分で処理(解決)した」という回答は県全体では9・5%だったのに対して、町では22・3%もあり、特徴的な結果といえます。公的機関や弁護士等への相談という回答は、県全体の結果と同様に少数でした。被害を受けた際には、身近な人々の助言・協力や、当事者同士の話し合いで解決されることが最も望ましいでしょう。

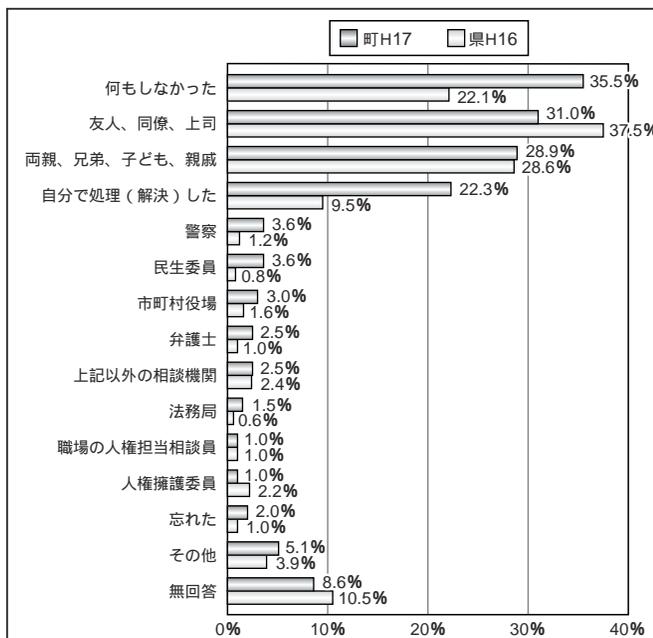
一方で、「何もしなかった」という背景には多様な原因があるのでしょうか、「何もできなかった」あるいは「どうしてよいかわからなかった」から「何もしなかった」といういわゆる「泣き寝入り」の状況の中には存在していると考えられます。そのような場合には公的機関等の適切な支援も必要になるでしょう。

今回のこのコーナーでは、公的機関に求めることについての結果をお知らせすることといたします。

Q 日常生活の中であなた自身が差別や人権侵害を受けたことがありますか。



Q 同じ前問で「たびたびある」または「たまにある」と回答された方におたずねします。差別や人権侵害を受けた時、どなたかへ相談されましたか。(複数回答可)



Q 前問で「たびたびある」または「たまにある」と回答された方におたずねします。特に、差別や人権侵害を受けたのはどのようなことですか。(複数回答可)

